

(表 面)

第 号	所屬官庁 氏 名
年 月 日 発行	年 月 日 生
金管理法第五条の規定による立入検査職員証票	
何々省(地方部局にあつては当該地方部局名)	
(折 目)	
写 真 ち ゃ う 附	

(裏 面)

この証票を携帯する者は、金管理法第五条の規定により立入検査を行う職権を有するものである。

第五条 金管理法は、必要があるとき認めるときは、主務省令で定めるところにより、第三条第一項の規定する者から粗金及び金地金の生産及び受払の状況に必要があることを認めるときは、当該職員をして、前項の規定する者の事務所、営業所、工場、倉庫又は金鉱物、粗金若しくは金地金を蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人により当該職員が立ち入らなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(折 目)